

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

法人税の申告書の提出部数

Q : 法人税の申告書は、何部提出すればいいのですか？

A : 通常は2部で、国税局管轄は3部となっています。

【解説】

法人税の申告書は、税務署から送付されてくる申告書の表紙に提出部数が印字されています。

通常は2部(1部が税務署用で、もう1部が会計検査院用となっています)で、国税庁管轄法人については3部(税務署用と国税庁用と会計検査院用にそれぞれ1部)となっています。ただし、局や税務署、法人の規模、所在地などによって取扱いに若干の違いがあるようです。

会計検査院とは、税金や国債の発行により国が集めたお金が、適正に、また、無駄なく有効に使われているかどうかをチェックする機関で、国会や内閣、裁判所などのいずれの機関からも独立して検査しています。

法人税の確定申告書などの税務申告書なども、会計検査院の検査対象書類として指定されているわけです。

平成17年度の決算結果報告によりますと、源泉所得税、申告所得税、法人税、相続・贈与税、消費税の申告書を検査したところ、徴収不足額が4億8,558万円で、徴収過大額が3,016万円あったとのことでした。

